

団信加入希望	
--------	--

住宅災害資金貸付申込書

会員氏名		所属名		貸付区分	
職員コード		所属コード			
借受申込額	円	借受申込額の内訳		希望する償還回数	
		毎月償還	円		回
ボーナス償還の借受額…借受申込額の2分の1以内 " 償還回数…「毎月償還÷6」の範囲内		ボーナス償還 (希望する場合のみ記入)	円		回
激甚災害名				工事・購入完了予定年月日	
申込事由				年 月 日	
給料の月額	給料表	級	号給 (号俸)	円	
	給料月額 × 3/10 =		円		
	給料月額 × 6/10 =		円		
※今回の貸付分を含めた毎月・ボーナス償還額がこの額(↑)を超えると、貸付けできません。					
現在の借受状況	借受先	件数	借受額	毎月償還額	ボーナス償還額
	互助会		万円	円	円
	共済組合		万円	円	円
	厚生財団		万円	円	円
	その他		万円	円	円
	計		万円	円	円
一般財団法人新潟県教職員互助会貸付規程に基づいて、上記金額を借受けたいので申込みます。 一般財団法人新潟県教職員互助会理事長 様 年 月 日 <div style="text-align: right;">借受人 氏名 (自筆) 印</div>					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 千 百 十 円 Tel 所属所在地 所属名 所属長職氏名 印					

- 注 1 貸付による毎月の償還額の合計が給料月額の10分の3を超えるとき、又はボーナス償還額の合計が給料月額の10分の6を超えるときは、新たな貸付はできません。
 また、定年退職予定5年以内の場合または、休職、休業等による無給者の場合は、新たな貸付はできません。
- 2 所定の必要書類を添付してください。
- 3 借用証書は貸付決定時に送付しますので、貸付日の5日前までに提出してください。
- 4 工事等が完了したときは、直ちに完了報告書(貸付第2-3号)を提出してください。

事務局受付印

※ 互助会記入欄				
決定金額 (円)				
毎月償還額				
ボーナス償還額				
貸付番号				

住宅災害資金について

貸付事由	会員が、激甚災害により自己の住宅に2分の1以上の損害を受け、新築等のため資金を必要とするとき。（災害見舞金の給付を受けた会員のみ）
貸付額	10万円単位とし、200万円以内で契約額の範囲内
利率	年利0.83%
返済回数	毎月償還…200回以内 ボーナス償還…毎月償還回数の6分の1以内の希望回数 ※ 貸付額が100万円以上のときにボーナス併用償還が可能です。 ボーナス償還は、貸付額の2分の1以内で、10万円単位の希望額となります。
償還開始	貸付を受けた翌月から償還します。
申込・貸付の時期	1日～15日受付…翌月10日送金 16日～月末受付…翌月25日送金（申込みは災害発生から2年以内）
提出書類	住宅災害資金の貸付申込は、会員が互助会（互助厚生係）に対し「住宅災害資金貸付申込書（貸付第3号様式）」を提出して行います。
添付書類	添付書類 ○ 貸付事業における個人情報に関する同意書（貸付第90号様式） ○ 資金計画書（貸付第2-2号様式） ○ 別表1に掲げる添付書類
備考	工事完了後は、直ちに完了報告書（貸付第2-5号様式）と別表2に掲げる添付書類を提出します。 定年退職予定5年以内の場合または休職、休業等による無給者の場合、新たな貸付は行いません。
提出先	〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1 （一財）新潟県教職員互助会 貸付担当者 あて